

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、経営にあたり、コーポレート・ガバナンスを「株主・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーに対し継続的に企業価値を創造していくための企業統治機能」と位置づけ、今後も効率性、公正性、透明性を確保した経営活動を推進するために更なる統治体制の充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村殖産株式会社	2,103,948	7.02
住友化学株式会社	1,968,000	6.56
北興化学工業従業員持株会	1,381,370	4.60
株式会社りそな銀行	1,354,000	4.52
農林中央金庫	868,419	2.90
野村ホールディングス株式会社	836,000	2.79
全国農業協同組合連合会	801,504	2.67
野村土地建物株式会社	709,008	2.36
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	605,000	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	528,000	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大林 守	学者											
門前 一夫	他の会社の出身者								○			
宮芝 望	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大林 守	○	——	社外取締役の大林守氏は、専修大学商学部教授を兼職しております。当社と同校の間に特別な利害関係はありません。同氏は、大学の商学部教授として経済にも詳しく、その専門的知識、経験などを生かして、取締役として当社経営を監視していただくとともに、当社の経営・コーポレートガバナンスについて有効な助言・指導を行うことができると判断しております。また、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に適合するため、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。
		社外取締役の門前一夫氏は、野村殖産株式会社の代表取締役社長を兼職しております。野村殖産株式会社は当社株式数の7.02%を保有する株主であり、当社は、同社及び同社の子会社である野村建設	客観的、合理的な経営判断の確保を目的として社外の視点から意見をいただくに当たり適任であり、当社の経営・コーポレートガバナンスについて有効な助言・指導を行うことができると

門前 一夫	○	工業株式会社との間に賃貸借その他取引関係がありますが、当社の「社外役員の独立性に関する基準」に定める水準を超えるものではなく、株主、投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載は省略しております。	判断しております。 また、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に適合するため、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。
宮芝 望		社外取締役の宮芝望氏は、住友化学株式会社の健康・農業関連事業業務室部長を兼職しております。なお、住友化学株式会社は当社株式数の6.56%を保有する株主であり、当社との間で農業原体等・化成品の仕入並びに販売取引があります。	客観的・合理的な経営判断の確保のため、社外の視点から意見をいただくため、適任であると考え、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	5 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人には、監査法人日本橋事務所を選任し、会計監査を受けております。
監査役は、会計監査人と監査計画、監査結果などについて協議等を重ねるほか、会計監査人のたな卸監査にも立会いを行っております。
内部監査制度として、独立した内部監査チームを置き、業務の有効性、妥当性等について審査、評価を行い、社長並びに取締役会に監査結果を報告するとともに、会計監査人および監査役と連携し、適切な業務の指導に努めております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石田 和男	他の会社の出身者							△						
中崎 正彦	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		社外監査役の石田和男氏は、平成24年3	経営判断の合理性および経営の透明性・健全

石田 和男		月まで当社の主要な取引先(借入先)である株式会社りそな銀行に所属しておりました。	性確保のため、豊富な経験と社外の視点を生かし、独立した立場から当社の監査をしていただくため、適任であると考えております。
中崎 正彦		社外監査役の中崎正彦氏は、平成20年3月まで当社の主要な取引先(借入先)である農林中央金庫に所属しておりました。	経営判断の合理性および経営の透明性・健全性確保のため、豊富な経験と社外の視点を生かし、独立した立場から当社の監査をしていただくため、適任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

当社は「社外役員の独立性に関する基準」を定め、当社ホームページに掲載しております。
<https://www.hokkochem.co.jp/ir/corporate-governance/regimes#guideline>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

中長期的な観点から業務運営を行うことが必要と考えており、現在インセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成26年度の取締役および監査役に対する報酬は次のとおり、合計172百万円を支払っております。
 取締役を支払った報酬 135百万円、監査役を支払った報酬 36百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、業績向上意欲を高め、また優秀な人材の確保と維持が可能となる水準で、かつ、経営環境の変化や世間水準、経営内容を勘案し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役については、取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

担当セクションや専属スタッフ等は設置しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役会および監査役により、業務執行の監視、監督を行っております。監査機能については、専門性の高い社外監査役の選任により監査機能を強化するとともに、独立した内部監査チームを設置し、監査役との連携を行うことにより経営の監視・監督機能の強化に努めております。業務執行については、執行役員制度を採用し、社外取締役の選任と併せて取締役会による監督機能の強化を図っております。

(取締役会)

取締役会は、平成27年2月26日現在取締役6名(内、社外3名)で構成され、原則月1回開催し、経営上の重要な意思決定を行うとともに業務執行の監督を行っております。

(経営会議)

常勤取締役等で構成する経営会議を原則週1回、また必要に応じ随時開催して、取締役会に付議すべき事項も含めて、重要な業務執行案件の審議等を行っております。

(執行役員会議)

業務担当取締役および執行役員により、執行役員会議を原則月1回開催し、現況説明のほか、取締役会、経営会議での決定事項を説明、伝達し、業務執行体制の確保・強化を図っております。

(監査役・監査役会)

監査役会は、平成27年2月26日現在常勤2名(内、社外1名)、非常勤1名(社外1名)の3名で構成されております。各監査役は監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき、全事業所に往査しヒアリングを行い、重要な決裁書類を閲覧するとともに、必要に応じて会計監査人、内部監査チームと連携し確認を行っております。

また、取締役会、経営会議、そのほか重要な会議に出席し、適宜、取締役等との意見交換を行っております。

2. 社外取締役の役割・機能

社外取締役は、取締役会において社外の視点および専門知識に基づき、意見を述べております。

これにより、客観的かつ合理的な意思決定が可能となるものと考えております。

3. 内部監査の状況

内部監査制度として、独立した内部監査チームを置き、業務の有効性、妥当性等について審査、評価を行い、社長並びに取締役会に監査結果を報告するとともに、会計監査人および監査役と連携し、適切な業務の指導に努めております。

4. 監査役の機能強化に向けた取組状況

監査役3名(内、社外2名)は、「1. 現状の体制の概要」に記載のとおりそれぞれ独立した立場から、全事業所に往査しヒアリングを行い、重要な決裁書類を閲覧するなど監査に努め、必要に応じて会計監査人および内部監査チームと連携し確認を行い、取締役会、経営会議、そのほか重要な会議に出席しております。

また、会計監査人および内部監査チームとの間で年間監査計画、監査結果などにつき意見交換などを行い、相互に連携を図り監査を実施しております。

5. 会計監査の状況

会計監査は、監査契約を締結している監査法人日本橋事務所により、金融商品取引法、会社法等の法令に基づき、適切に実施されております。

なお、当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員:小倉 明、千葉茂寛

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士9名、会計士補等5名

(注) 継続関与年数については、両氏共7年以内であるため、記載を省略しております。

6. 責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役の間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. に記載の体制が、適切かつ効率的な意思決定および経営監視機能が有効に機能すると判断し、採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送の実現に努めており、法定期日の2～3営業日前に発送しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ内に「IR情報」欄を設け、IRカレンダー、決算短信、事業レポート、有価証券報告書などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部内に広報担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	北興化学工業行動規範で、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	レスポンシブル・ケア(RC)活動を基本に環境問題に取り組むとともに、レスポンシブル・ケアレポート(平成19年までは環境報告書)を毎年発行し、環境・安全情報を開示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

次の基本方針に則り実施しております。

当社および当社グループは、企業存続の前提として、法令順守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置づけ、業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、以下の基本方針を定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「法令等順守基本規程」および「北興化学工業行動規範」を定め、各業務担当取締役をコンプライアンス推進責任者とし、取締役および使用人が法令や社会的良識等に基づいて行動することを徹底しております。
 - (2) 「法令等順守基本規程」に基づきコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進体制などの立案を行うとともに、コンプライアンスの教育・研修を実施しております。
 - (3) コンプライアンスに関する連絡先として設置された内部通報制度（ホットライン）の周知を図り有効性を確保しております。
 - (4) 財務報告の信頼性と適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制を適切に運用しております。
 - (5) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する体制を確保しております。
 - (6) 内部監査チームは、コンプライアンスに関する管理の状況について監査するとともに、適切に指示および指導・助言いたします。
 - (7) 監査役は、内部監査チームと連携し、取締役の職務の執行が法令、定款等に適合し、適切に行われているかを監査いたします。
 - (8) 取締役会に付議する事項は、常勤取締役等で構成する経営会議で事前協議を行うほか、経営会議での主要な決議事項を取締役会に報告し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書および重要な情報については、法令並びに「文書管理規程」、「稟議決裁規程」、「業務決裁規程」、「機密情報管理規程」等の社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録のうえ、取締役や監査役が閲覧可能な方法で適切に管理・保存しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 全社的なリスクを統括的に管理するために、「リスク管理規程」を定め、経営リスク全般については、企画管理グループ担当取締役が統括的に管理し、各業務分野でのリスクについては、各業務担当取締役がリスクの把握、管理、対応にあたっております。
 - (2) 業務担当取締役は、重要な損失が発生し、または予測される場合は、「経営危機対応規程」に基づき、直ちに社長に報告しております。重大な法令違反または損失が発生、もしくは予測される場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に損失拡大防止等の対応にあたっております。
 - (3) 「レスポンス・ケア委員会」を設置し、レスポンス・ケアに関する方針や目標、計画等の協議を行います。また、環境安全部はレスポンス・ケアに関する監査を行い、監査結果を定期的に「レスポンス・ケア委員会」に報告しております。
 - (4) 内部監査チームは、各分野におけるリスクの管理状況について監査を行い、定期的に取締役会、監査役に報告しております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 業務の執行は、社長統括のもと、業務担当取締役が「業務組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規程に基づき行っております。
 - (2) 取締役会を原則月1回開催し、業務担当取締役より、業務執行に関する重要事項並びに課題について報告を受け、必要な事項について審議決定を行っております。
 - (3) 経営会議を原則月1回以上開催し、取締役会への付議事項を審議するほか、適宜業務担当取締役等から報告を受けるとともに、必要な業務執行に関する協議を随時行っております。
 - (4) 執行役員会議を原則月1回開催し、現況の説明のほか、取締役会、経営会議での決定事項等を説明・伝達し、業務の効率的な執行を確保しております。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社並びに子会社からなる当社グループは、共通の企業理念のもと、法令等を順守し、「法令等順守基本規程」、「北興化学工業行動規範」および社会的規範に基づき業務運営を行っております。
 - (2) 「関係会社管理規程」に基づき、企画管理グループ担当取締役が子会社の総括管理を行い、各子会社を担当する業務担当取締役等がそれぞれの子会社の経営管理を行っております。
 - (3) 企画管理グループ担当取締役は、子会社代表取締役の運営状況や月次損益等を取りまとめた管理月報の提出を求め、必要な都度、子会社に直接、確認しております。
 - (4) 当社取締役等が子会社の代表取締役、非常勤または常勤取締役に就任することなどにより、子会社の情報収集を充実させ、リスクを把握し、管理しております。
 - (5) 各子会社を担当する業務担当取締役等は、子会社の業務の状況を、定期的に取締役会に報告しております。
 - (6) 各子会社を担当する業務担当取締役等は、法令並びに「関係会社管理規程」に定める子会社の重要事項について、子会社取締役と必要な協議を行ない、一定の事項については子会社取締役会決議前に当社経営会議に付議し、承認を得ております。
 - (7) 内部監査チームは、子会社の適正な業務運営について監査するとともに、適切に指示および指導・助言いたします。
6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、並びに監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役が取締役会のほか、経営会議、執行役員会議、コンプライアンス委員会その他必要と認めるすべての会議、委員会等に出席し意見を述べることでできる体制としております。
 - (2) 監査役は、経営会議等の議事録、稟議書、契約書等重要書類を、いつでも閲覧できるものとし、取締役または使用人は、監査役の求めに応じて、業務の執行にかかわる事項の説明を行っております。
 - (3) 内部監査チームは監査役と緊密な連携を保ち、監査役から特定の事項について調査を求められたときはその調査を行い、その結果を監査役に報告しております。
 - (4) 取締役は、事業運営に影響を与える重要な事項、内部通報窓口（ホットライン等）の通報状況について監査役に速やかに報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役または使用人からの報告等を求めることができることとしております。
 - (5) 当社または子会社の役職員が、当社または当社グループの業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告を行う体制を整備しております。
 - (6) 当社および子会社の役職員が、監査役に(4)または(5)の報告を行った場合、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。
 - (7) 監査役のためによりその職務を補助すべき使用人を置くこととし、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の期間中の人事異動や人事考課に関して、監査役の事前の同意を得るものとしております。
 - (8) 監査役が監査を実効的に行われることを確保するために必要な費用等について、その支払いが適切に行われる体制を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループは、「法令等順守基本規程」および「北興化学工業行動規範」を定め、企業および役職員が社会規範も含めた法令等を順守することを定めるとともに、反社会的勢力に対し、断固として排除することを定めております。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社および当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固排除する姿勢で臨み、一切関係を持たないことを定めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向け、「法令等順守基本規程」には断固排除することを、「北興化学工業行動規範」には、毅然とした態度で排除することを掲げ、事態発生時には直ちに上司に報告し、上司は総務部長に連絡することを定め、役職員一人ひとりに周知徹底を図っています。
- (2) 総務部は反社会的勢力排除の対応総括部署として、警察、顧問弁護士など外部の専門機関と連携し、情報収集に努めるとともに、情報を一元的に管理し、速やかに対処できる体制を構築しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 模式図

別紙のとおり

2. 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 会社情報の集約・管理は、総務部長が行います。

(2) 管理体制

- ・ 重要な情報は全て所管部署の長に報告しております。
- ・ 所管部署の長は、その情報を総務部長および関係する部署の長および担当役員に連絡しております。
- ・ 総務部長、企画部長(広報担当部)および関係部署の長および担当役員は、適時開示すべき情報か否かの検討を行います。
- ・ 情報の適時開示については、内容、方法、公表担当者等について取締役会または代表取締役社長の承認を得て行います。

3. 適時開示

- ・ 決定事実および決算情報については、上記のとおり承認内容に基づき、企画部長の指揮のもと遅滞なく適時開示を行い、発生事実は発生後遅滞なく適時開示を行います。
- ・ 情報開示後の対応は企画部広報担当が行います。

北興化学工業コーポレートガバナンス体制図

株主総会

選解任

取締役会

取締役

社外取締役

付議
↑

選定
↓

監督
↓

【業務執行】

代表取締役社長

経営会議

レスポンシブル・
ケア委員会

執行役員会議

コンプライアンス
委員会

各部門
(本社・支店・研究所・工場)

子会社

監査
←

内部監査チーム

選解任
↓

監査
←

監査役

社外監査役

監査役会

連携
↑

連携
←

会計監査
←

選解任
↓

会計監査人

